



平成 25 年 7 月 31 日

各 位

会 社 名 ナブテスコ株式会社  
代 表 者 名 代表取締役社長 小谷 和朗  
(コード番号 6268東証第1部)  
問 合 せ 先 総務部長 松本 敏裕  
(T E L 03-5213-1133)

株式報酬型ストックオプション（新株予約権）の発行に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、会社法第 236 条第 1 項、第 238 条第 1 項および第 2 項ならびに第 240 条第 1 項に基づき、当社取締役（社外取締役を除く。）および執行役員に対して、「株式報酬型ストックオプション」として新株予約権を発行することとし、具体的な募集事項を下記のとおり決定いたしましたので、お知らせいたします。

記

I. スtockオプションとして新株予約権を発行する理由

当社取締役および執行役員が中長期的な業績向上と企業価値向上への貢献意欲や士気を一層高め、また、株価上昇によるメリットのみならず株価下落によるリスクまでも株主の皆様と共有することを目的とする。

II. 新株予約権の発行要領

1. 新株予約権の名称

ナブテスコ株式会社 第5回株式報酬型新株予約権

2. 新株予約権の総数

645 個とする。

上記総数は、割当予定数であり、引受けの申込みがなされなかった場合等、割当てる新株予約権の総数が減少したときは、割当てる新株予約権の総数をもって発行する新株予約権の総数とする。

3. 新株予約権の割当てる対象者およびその人数ならびに割当てる新株予約権の数

当社取締役（社外取締役を除く。）	7 名	301 個
当社執行役員	15 名	344 個

#### 4. 新株予約権の目的である株式の種類および数

新株予約権の目的である株式の種類は、当社普通株式とし、各新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は100株とする。

なお、下記14.に定める新株予約権を割当てる日後、当社が当社普通株式につき、株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）または株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数の調整を行う。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式分割・株式併合の比率

なお、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数について行われ、上記の調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日（基準日を定めないときは、その効力発生日）以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金または準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降これを適用する。

また、上記の他、当社が合併、会社分割または株式交換を行う場合およびその他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合、当社は、取締役会において必要と認める付与株式数の調整を合理的な範囲で行うことができるものとする。

#### 5. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの財産の価額（以下、「行使価額」という。）を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

#### 6. 新株予約権の払込金額の算定方法

各新株予約権の払込金額は、以下の算式および②から⑦の基礎数値に基づき算出した1株当たりのオプション価格に付与株式数を乗じた金額（1円未満の端数は切り上げ）とする。

$$C = Se^{-\lambda t} N(d_1) - e^{-rt} XN(d_2)$$

ここで、

$$d_1 = \frac{\ln\left(\frac{S}{X}\right) + \left(r - \lambda + \frac{\sigma^2}{2}\right)t}{\sigma\sqrt{t}}, d_2 = d_1 - \sigma\sqrt{t}$$

- ① 株当たりのオプション価格 ( $C$ )
- ② 株価 ( $S$ ): 平成 25 年 8 月 20 日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(終値がない場合は、翌取引日の基準値段)
- ③ 行使価格 ( $X$ ): 上記 5. に記載のとおり
- ④ 予想残存期間 ( $t$ ): 3.223 年
- ⑤ ボラティリティ ( $\sigma$ ): 3.223 年間(平成 22 年 5 月 31 日から平成 25 年 8 月 20 日まで)の各取引日における当社普通株式の普通取引の終値に基づき算出
- ⑥ 無リスクの利子率 ( $r$ ): 残存年数が予想残存期間に対応する国債の利子率
- ⑦ 配当利回り ( $\lambda$ ): 直近年度の 1 株当たりの配当金÷上記②で定める株価
- ⑧ 標準正規分布の累積分布関数 ( $N(\cdot)$ )

なお、上記により算出される金額は新株予約権の公正価額であり、有利発行には該当しない。また、割当てを受ける者が、当社に対して有する報酬請求権と新株予約権の払込債務とを相殺する。

#### 7. 新株予約権を行使することができる期間

平成 25 年 8 月 21 日から平成 50 年 8 月 20 日までとする。

#### 8. 新株予約権の行使の条件

- (1) 新株予約権者は、当社の取締役および執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日から 10 日以内(10 日目が当社の休日に当たる場合には翌営業日まで)に限り、新株予約権を行使することができる。
- (2) 上記(1)にかかわらず、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が分割会社となる分割契約もしくは分割計画承認の議案、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案につき、当社株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議がなされた場合)、当該承認日(株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議の日)の翌日から 30 日間に限り新株予約権を行使することができるものとする。ただし、下記 12. に定める組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項に従って新株予約権者に再編対象会社(下記 12. で定義される。)の新株予約権が交付される場合を除くものとする。
- (3) 新株予約権の行使は、割当てを受けた新株予約権の数の全部を一括して行使するものとする。
- (4) 割当てを受けた新株予約権者が死亡した場合、当該新株予約権者の直接の法定相続人のうち 1 名(以下、「相続承継人」という。)に限り、当該新株予約権者の権利を相続することができる。

なお、相続承継人は、上記 7. にかかわらず、当該相続承継人の被相続人である新株予約権者の死亡の日の 1 年後に応答する日または平成 50 年 8 月 20 日のいずれか早い日までに限り行使できる。

#### 9. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

- (1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じる場合は、これを切上げるものとする。
- (2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

#### 10. 新株予約権の取得条項

当社は、以下の①、②、③、④または⑤の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議がなされた場合）は、当社取締役会が別途定める日に、新株予約権を無償で取得することができる。

- ① 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
- ② 当社が分割会社となる分割契約もしくは分割計画承認の議案
- ③ 当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案
- ④ 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
- ⑤ 新株予約権の目的である株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することまたは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

#### 11. 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

#### 12. 組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割もしくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、または株式交換もしくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、および株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ。）の直前において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めることを条件とする。

- ① 交付する再編対象会社の新株予約権の数  
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するも

のとする。

- ② 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類  
再編対象会社の普通株式とする。
  - ③ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数  
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記4. に準じて決定する。
  - ④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後行使価額に上記③に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後行使価額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とする。
  - ⑤ 新株予約権を行使することができる期間  
上記7. に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記7. に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
  - ⑥ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項  
上記9. に準じて決定する。
  - ⑦ 譲渡による新株予約権の取得の制限  
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
  - ⑧ 新株予約権の行使の条件  
上記8. に準じて決定する。
  - ⑨ 新株予約権の取得条項  
上記10. に準じて決定する。
13. 新株予約権を行使した際に生じる1株に満たない端数の取決め  
新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。
  14. 新株予約権を割当てる日  
平成25年8月20日
  15. 新株予約権と引換えにする金銭の払込期日  
平成25年8月20日
  16. 新株予約権の行使請求および払込みの方法
    - (1) 新株予約権を行使する場合には、当社が定める様式による「新株予約権行使請求書」に必要事項を記入し、記名押印または署名のうえ、これを下記17. に定める新株予約権の行使請求受付場所に提出するものとする。

(2) 上記(1)の「新株予約権行使請求書」の提出とともに、各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額に行使に係る新株予約権数を乗じた金額の全額を、会社法第281条第1項の規定に従い、現金にて下記18.に定める払込取扱場所の当社の指定する口座に当社の指定する日時までに振込むものとする。

17. 新株予約権の行使請求受付場所

当社総務部（またはその時々における当該業務担当部署）

18. 新株予約権の行使に際して出資される金銭の払込取扱場所

三井住友信託銀行株式会社 芝営業部（またはその時々における当該銀行の承継銀行もしくは当該支店の承継支店）

19. 新株予約権の行使後の取扱い

当社は、行使手続終了後速やかに、新株予約権者が予め当社の指定する金融商品取引業者等に開設した新株予約権者名義の口座へ、新株予約権の行使により新株予約権者が取得する株式について記載または記録をするために必要な手続を行う。

20. 新株予約権証券を発行する場合の取扱い

新株予約権証券は発行しない。

21. 本要項の規定の読み替えその他の措置に伴う取扱い

本要項の規定の読み替えその他の措置が必要となるときは、会社法の規定および新株予約権の趣旨に従い、これに関連する事項の取扱いについて、当社が適切と考える方法により、本要項を変更できるものとし、かかる変更は本要項と一体をなすものとする。

22. 発行要項の公示

当社は、その本店に新株予約権の発行要項の謄本を備え置き、その営業時間中、新株予約権者の閲覧に供するものとする。

以上